

令和5年5月1日

太子町新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る主な対策(令和5年5月1日適用、町対策本部廃止の日(5月8日を予定)まで)

※前回(令和5年3月9日適用)から変更となった箇所に下線を引いています。

区分	対策	問い合わせ先
相談体制	<ul style="list-style-type: none">・兵庫県<u>新型コロナウイルス感染症健康総合相談窓口</u>の案内 (TEL 078-362-9980 24時間 土日祝日含む)・龍野健康福祉事務所 発熱等受診・相談センターの案内 (TEL 0791-63-5140 平日9時~17時30分)・さわやか健康課内に電話相談窓口の設置 (TEL 079-276-6630 平日8時30分~17時15分)	生活福祉部さわやか健康課 (TEL 079-276-6630)
企業・事業者	<ul style="list-style-type: none">・セーフティネット保証の認定の迅速化および制度を周知する。・金融対策特別相談窓口を周知する。(県地域金融室/ひょうご・神戸経営相談センター)	経済建設部産業経済課 (TEL 079-277-5993)
各種証明書交付	<ul style="list-style-type: none">・戸籍証明、住民票の写し等の郵送請求、マイナンバーカードでのコンビニ交付の広報を強化する。	生活福祉部町民課戸籍係 (TEL 079-277-1011)

<p>新型コロナウイルスワクチン接種</p>	<p>【令和5年春開始接種について】（無料） 対象者：初回接種（1回目・2回目）を終了した12歳以上の人のうち ① 65歳以上 ② 基礎疾患を有する人 ③ 医療・介護等従事者 接種方法：町内医療機関での個別接種 使用ワクチン：ファイザー社及びモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン 接種券：令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2価ワクチン）を接種した人に、4月20日以降接種日の早い順に随時発送</p> <p>【5歳から11歳の初回接種について】 対象者：5歳から11歳の人に2回接種（無料） 接種方法：野村医院、たかはしこどもクリニックでの個別接種 使用ワクチン：ファイザー社の従来株（小児用）</p> <p>【5歳から11歳の追加接種について】 対象者：5歳から11歳の初回接種完了した人に1回接種（無料） 接種方法：野村医院、たかはしこどもクリニックでの個別接種 使用ワクチン：ファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン（小児用）</p> <p>【6か月から4歳の接種について】 対象者：6か月から4歳の人に3回接種（無料） 接種方法：野村医院、たかはしこどもクリニックでの個別接種 使用ワクチン：ファイザー（乳幼児用） 接種券：6か月を迎えた対象者へ月末に送付</p> <p>【共通】 予約できる人：接種券が届いた人 予約方法：①WEB予約または②電話予約（コールセンターのみ）</p>	<p>生活福祉部さわやか健康課 (TEL 079-276-6630) 太子町コールセンター (さわやか健康課内) (TEL 079-276-2100)</p>
------------------------	--	---

区 分	対 策	問い合わせ先
学校園等	<p>【幼稚園・小学校・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染防止対策を実施した上で各教育活動を行う。 <p>【今後の各学校園の主な行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を実施した上で各行事を行う。 <p>【中学校の部活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の健康観察、感染防止対策を実施した上で県教育委員会の通知・方針、各競技団体・文化団体のガイドライン等を遵守した活動を行う。 <p>【学校（園）開放】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を実施した上で開放する。 <p>【幼稚園の預かり保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を実施した上で行う。 	教育委員会管理課 (TEL 079-277-1016)
保育所・学童保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を実施した上で開園する。 	生活福祉部社会福祉課 (TEL 079-277-1013)
子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を実施した上で運営する。 	生活福祉部社会福祉課 (TEL 079-277-1013)
老人福祉センター(保健福祉会館内)等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を実施した上で開館する。 	生活福祉部高年介護課 (TEL 079-276-6639)
社会福祉施設 (障害者施設・高齢者施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・面会者からの感染を防ぐため、直接面会を実施する場合は、感染防止対策を徹底することを要請するとともに、利用者が外泊や外出を実施する場合は、手指消毒や適切なマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。 	生活福祉部社会福祉課 (TEL 079-277-1013) 生活福祉部高年介護課 (TEL 079-276-6639)
地域交流館1階『交流ラウンジ』	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を実施した上で開館する。 	教育委員会社会教育課 (TEL 079-277-1017)

区 分	対 策	問い合わせ先
地域交流館 2 階、南総合センター	・ 感染防止対策を 実施 した上で開館する。	教育委員会社会教育課 (TEL 079-277-1017)
地区公民館 (斑鳩・石海・太田・龍田)	・ 感染防止対策を 実施 した上で開館する。	教育委員会社会教育課 (TEL 079-277-1017)
町民体育館・陸上競技場・ テニスコート・グラウンド	・ 感染防止対策を 実施 した上で開館する。	教育委員会町民体育館 (TEL 079-277-4800)
文化会館 (丸尾建築あすかホール)	・ 感染防止対策を 実施 した上で開館する。	教育委員会文化推進課 (TEL 079-277-2300)
図書館	・ 感染防止対策を 実施 した上で開館する。	教育委員会文化推進課 (TEL 079-277-2300)
歴史資料館	・ 感染防止対策を 実施 した上で開館する。	教育委員会文化推進課 (TEL 079-277-2300)
公園(総合公園・都市公園)	・ 感染防止対策を 実施 した上で運営する。	経済建設部まちづくり課 (TEL 079-277-5992)
各種証明書交付	・ 戸籍証明、住民票の写し等の郵送請求、マイナンバーカードでのコンビニ交付の広報を強化する。	生活福祉部町民課戸籍係 (TEL 079-277-1011)
風評被害、人権侵害防止	・ 新型コロナウイルス感染症は、誰にでも感染するリスクがあり、人権侵害等を防ぐため、インターネットや SNS を中心とした不当な差別、偏見、いじめ等、人権侵害や風評被害を防止するための広報 を行う 。	総務部企画政策課 (TEL 079-277-5998)

区 分	対 策	問い合わせ先
住民周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出自粛等の要請 <ul style="list-style-type: none"> ○ 3密の回避、手洗いや手指消毒、人と人との距離の確保、効果的な換気、複数人が触る箇所の消毒等の基本的な感染対策の徹底 ○ マスクの着用については、個人の判断を基本とするが、次の点に留意すること ① マスクの着用を求める場合 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 症状がある場合、新型コロナ検査陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合にやむを得ず外出するとき ▶ 事業者が感染対策上又は業務上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるとき ② マスクの着用を推奨する場面 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問するとき ▶ 通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するとき ③ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する ④ マスクの着用が効果的な場面 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦）が感染拡大時に混雑した場所へ行くとき ○ 発熱等の症状がある場合、出勤・登校・帰省・旅行等の自粛を要請 ○ 感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えることを要請 ○ 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えることを要請 ○ 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗の利用を推奨 ○ 帰宅後のこまめな手洗い、効果的な換気（二方向の窓開け等）の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をする。 ○ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、飲食店、カラオケ店等の利用の自粛を要請する。 ・ ホームページ、ライン、フェイスブック、たいし安全安心ネットにて随時情報提供を行う。 ・ 必要に応じて、緊急的に全戸配布等で速やかに情報提供を行う。 	<p>総務部企画政策課 (TEL 079-277-5998)</p>

区 分	対 策	問い合わせ先
町職員の勤務体制等	<p>職員間の感染拡大防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次休暇の積極的な取得 ・ 手指消毒液の設置 ・ 窓口カウンターの消毒及び衝立の設置 ・ 下記①②の場合を除き、職員のマスクの着用は個人の判断を基本とする。なお、感染拡大時には一時的にマスクの着用を求めるなどの対策をとる。 <p>①窓口業務は、マスクの着用を原則とする。</p> <p>②高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等へ訪問する際は、マスクの着用を原則とする。</p>	<p>総務部総務課 (TEL 079-277-1010)</p>